

大塚総合会計事務所 / (株)大塚総医研

〒542-0081 大阪市中央区南船場 1-7-8 ダイアパレス順慶町ビル
3階 受付、総務部、監査部 4階 創業・経営支援部
TEL:06-6267-8282 Fax:06-6267-8280
E-mail アドレス info@ohtsuka-office.com
http://www.ohtsuka-office.com

相続税対策に退職金を活用

退職金は年金形式がお得？

相続税対策を考えると、法人の活用は必須です。法人とは言っても皆さんがお持ちの同族会社。これを活用すれば、税務上の色々なメリットが享受できるからです。

本日はその中の“**退職金**”にスポットを当ててみました。

1. 退職金活用のメリット

相続税対策として最もポピュラーなのは相続時の死亡退職金。本来個人で負担すべき相続税を会社負担にさせてしまう事ができます。まとまった資金がない場合はどうするか？金融機関からの借入です。相続税を延納しても、金利は高く、経費にもなりません。同じ金利でも、相手が銀行で退職金の支給のための借入に対する利息であればもちろん経費になります。何より高額な退職金が経費となれば、実質的には相続税の経費化です。

ついでに言えば退職金は相続税の計算上、相続人1人当たり500万円が非課税です。最低でも非課税枠を使わない手はありません。

2. 過大な退職金は否認ですが...

役員であった被相続人の退職金

の金額で過大な部分は認められません。場合によっては過大であるとして否認されても、高額な退職金を支給することも一法です。

過大部分は法人税の対象ですが実効税率約40%を覚悟して支給してしまい、前述の相続税を経費化することとの比較でしょう。

3. 年金形式での支給もあり？

退職金といっても一括で貰うばかりが能ではありません。ここでは一括ではなく、年金形式(実質的な分割払い)での支払方法を考えてみましょう。会社側は支給額が一時的に経費になるわけではなく、每期退職給与規定等に従った支払額だけが毎年の経費になります。

問題は受給者側で、年金形式には相続税法上の評価で大きなメリットがあるのです。例えば相続人が3人として、1億円の退職金を一括で支給されれば、非課税枠を使い8,500万円が課税の対象です。これに対し毎年1,000万円ずつの10年の年金形式で支給された場合、下表のように支払期間の残存年数により、年金総額を大幅に下回

る評価となります。上記10年の場合なら本来の1億円の評価に対し6,000万円の評価でよいのです。おまけに非課税枠も活用が可能で、結果、4,500万円の評価です。

有期定期金の評価は「残存期間に受ける給付金総額×評価割合」と「給付金年額×1.5」のいずれか低い額。

【評価割合】

残存期間が
5年以下 70%
10年以下 60%
15年以下 50%
25年以下 40%
35年以下 30%
35年超 20%

(相続税法第24条)

大塚にお任せ下さい!!!

大塚総合会計事務所では、過去に難解な相続・贈与案件を数多く経験し、実績を積み重ねてきました。今後もクライアントの皆様に適切な対策をご提案させていただきますので、私どもにお任せください。